

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりあらかじめお客様にお渡しするものです。)

お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき  
ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

○当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

- ・株式、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合には、売買委託手数料表に記載の保護預り口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める売買委託手数料表に記載の条件を満たした場合は、保護預り口座管理料を無料といたします。
- ・外国証券（国内取引所上場を含みます。円建て債券は除きます。）をお預かりする場合には、売買委託手数料表に記載の外国証券取引口座管理料をいただきます。
- ・上記のほか、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は売買委託手数料表に記載の株式等の口座振替手数料をいただきます。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいたしません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株式、優先出資証券、外国証券（国内取引所上場を含みます。円建て債券は除きます。）をお預かりする場合は、口座管理料が必要となります。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手数料が必要となります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

<p>保護預り口座 管理料</p>	<p>1 口座あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 年を計算期間とする場合 2,200 円</li> <li>• 3 年を計算期間とする場合 5,280 円</li> </ul> <p>※個人のお客様は、香川の証券総合口座を開設している場合は保護預り口座管理料を無料とします。</p> <p>※法人のお客様は、保護預り口座管理料を無料とします。</p>																								
<p>外国証券取引口座 管理料</p>	<p>毎年 12 月末日に外国株式（国内取引所上場を含みます）をお預かりのお客様 1 口座あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 年間 2,200 円</li> </ul>																								
<p>株券等の口座振替 手数料</p>	<p>1 銘柄あたり</p> <table border="0"> <tr> <td>• 1 売買単位以下の場合</td> <td>1,100 円</td> <td>• 7 売買単位以下の場合</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>• 2 売買単位以下の場合</td> <td>1,650 円</td> <td>• 8 売買単位以下の場合</td> <td>4,950 円</td> </tr> <tr> <td>• 3 売買単位以下の場合</td> <td>2,200 円</td> <td>• 9 売買単位以下の場合</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>• 4 売買単位以下の場合</td> <td>2,750 円</td> <td>• 10 売買単位以下の場合</td> <td>6,050 円</td> </tr> <tr> <td>• 5 売買単位以下の場合</td> <td>3,300 円</td> <td>• 10 売買単位超の場合一律</td> <td>6,600 円</td> </tr> <tr> <td>• 6 売買単位以下の場合</td> <td>3,850 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※複数の銘柄を預け替える場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手続き料をいただきます。</p>	• 1 売買単位以下の場合	1,100 円	• 7 売買単位以下の場合	4,400 円	• 2 売買単位以下の場合	1,650 円	• 8 売買単位以下の場合	4,950 円	• 3 売買単位以下の場合	2,200 円	• 9 売買単位以下の場合	5,500 円	• 4 売買単位以下の場合	2,750 円	• 10 売買単位以下の場合	6,050 円	• 5 売買単位以下の場合	3,300 円	• 10 売買単位超の場合一律	6,600 円	• 6 売買単位以下の場合	3,850 円		
• 1 売買単位以下の場合	1,100 円	• 7 売買単位以下の場合	4,400 円																						
• 2 売買単位以下の場合	1,650 円	• 8 売買単位以下の場合	4,950 円																						
• 3 売買単位以下の場合	2,200 円	• 9 売買単位以下の場合	5,500 円																						
• 4 売買単位以下の場合	2,750 円	• 10 売買単位以下の場合	6,050 円																						
• 5 売買単位以下の場合	3,300 円	• 10 売買単位超の場合一律	6,600 円																						
• 6 売買単位以下の場合	3,850 円																								

※上記金額は消費税相当額を含みます。

## 当社の概要

商号等 **香川証券株式会社** 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第3号  
本社所在地 〒760-8607 香川県高松市磨屋町四番地の八  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
当社の概要 設立年月 1944年5月  
主な事業 金融商品取引業  
資本金 5億5,500万円  
連絡先 本社検査部 087-851-8632  
又はお取引のある支店にご連絡ください。

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒760-8607 香川県高松市磨屋町四番地の八  
電話番号 : 本社管理部 087-800-8117  
受付時間 : 平日（月曜日～金曜日） 9時00分～17時00分  
※土日祝および年始年末は受付をしております。

## 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館  
電話番号 : 0120-64-5005 （FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）  
受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）